

【ドイツ】第二次緊急経済対策

海外立法情報課・山口 和人

* 2009 年 1 月 12 日、連立与党は、総額約 500 億ユーロに上る第二次緊急経済対策の実施について合意し、翌 13 日連邦政府は、この対策の実施を閣議決定した。2008 年 11 月 5 日に閣議決定され、実施に移されつつある第一次緊急経済対策(注)と併せ、総額約 800 億ユーロに達する「ドイツ連邦共和国建国以来」(メルケル首相)といわれる空前の規模の経済対策である。

第二次緊急経済対策の背景

連邦政府は、第一次緊急経済対策の実施を決定した時点で、この対策で不十分であれば追加的措置をとることを明らかにしていた。その後も内外の経済情勢が悪化する中で追加的措置に踏み切ったものである。「雇用と安定のためのパッケージ」と題する今回の第二次緊急経済対策は、公的投資の拡大、雇用の確保、企業への支援、及び家計負担の軽減等を主な内容としている。同時に、今回の措置を例外的なものとして、財政赤字の拡大を防ぐための規定を基本法に設ける方針も連立与党及び連邦政府によって決定された。1 月 27 日、同対策実施のための 2009 年度補正予算法案及び関連法案が閣議決定され、連邦議会に提出された。

第二次緊急経済対策の内容

1. 公的投資の拡大

連邦は、託児所、学校、道路及び病院等の整備のため、2009 及び 2010 の両年に総額約 140 億ユーロの公的投資を行う。うち 100 億ユーロは、自治体の投資プログラムに振り向けられる。この投資を迅速に行うため、委任事務に関する法令を簡素化する。一方州は約 33 億ユーロを支出する。以上の公的投資の 65%は教育分野に向けられる。

2. 雇用の確保

- ・短時間労働者を解雇から守るため、短時間労働者のための社会保険掛金の企業負担分の半額を国が負担する。
- ・短時間労働者及び若年労働者等の職業教育のために 2 年間で 20 億ユーロを支出する。

3. 企業への支援

- ・銀行の貸し渋り対策として、第一次対策で決定済みの復興金融公庫による 150 億ユーロの中小企業融資のほか、1000 億ユーロの連邦による保証枠を設定する。
- ・気候保全及びエネルギー効率向上のための中小企業の研究開発支援のために各年 4 億 5000 万ユーロを計上する。
- ・燃料電池・水素テクノロジーを備えた自動車エンジンのために、2 年間で 5 億ユーロの助成又は融資を行う。
- ・自動車産業への需要を喚起するため、9 年以上の古い車をスクラップに出す者が、こ

れと同時に環境に好ましい新車を購入する場合は、2,500 ユーロの「環境奨励金」を支給する（2009 年末までの措置）。なお、「新車の買い控えの傾向を緩和するため」、自動車税を可能な限り 2009 年 7 月 1 日以降、従来の気筒容積基準から CO₂排出量基準へと切り替える。

- ・インターネットのブロードバンド接続を促進し、2010 年中に供給不足を解消する。

4. 家計負担の軽減

- ・所得税の基礎控除額を 2009 年 1 月 1 日にさかのぼって 170 ユーロ引き上げて 7,834 ユーロとし、2010 年 1 月 1 日以降さらに 170 ユーロ引き上げて 8,004 ユーロとする。最低税率は 15%から 14%に引き下げる。賃上げに伴う税額の増大を緩和する。
- ・公的医療保険に対する国庫負担を 60 億ユーロ増やし、これによって掛金率を 0.6%引き下げ、14.9%とする（2009 年 7 月 1 日以降）。
- ・子ども 1 人あたり 100 ユーロの一時金（子どもボーナス）を支給する。

国の債務増大への歯止め

以上の措置は国の債務を一時的にせよ増大させるが、連立与党及び連邦政府は長期的な財政の緊縮化を断念したわけではないことを示すため、今回の措置と同時に、連邦の債務負担の限界を基本法に新たに明記することで財政赤字増大への歯止めを設ける方針を決定した。連邦政府は、国内総生産の 0.5%までの赤字のみを許容することとし、自然災害や世界的金融危機等の例外的事態の場合にのみ、この基準からの乖離を認める規定を設けることを検討している。なお、基本法改正の問題は、連邦制改革の第二段階として連邦と州の財政関係等について検討を行っている「連邦制改革合同調査会」で検討が続けられる予定である。

緊急経済対策への批判

一方、野党各党は、以上の連邦政府の緊急経済対策をそれぞれの立場から批判している。1 月 13 日に連邦議会で行われた討論において自由民主党（FDP）は、この対策は選挙目当ての性格が強く、効果が乏しいと批判し、より広範な減税を主張した。緑の党は、教育、気候保全及び社会国家の改善を厳格に指向した対策を主張した。また、左翼党は、このプログラムは、社会的な不公正を促進し、連立与党の「情け容赦のない再分配政策を継続するもの」と批判した。

注・第一次緊急経済対策の概要については、『外国の立法』238-1(2009 年 1 月)号[立法情報]

【ドイツ】「緊急経済対策の実施」を参照

参考文献（インターネット情報はすべて 2009 年 1 月 21 日現在である）

- ・ Beschlüsse des Koalitionsausschusses zum Konjunkturpaket II, 13. Januar 2009. (連邦政府ホームページ<<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Homepage/home.html>>)
- ・ Pakt für Beschäftigung und Stabilität, 14. Januar 2009. (同上)
- ・ Frankfurter Allgemeine Zeitung, 14., 15., 28. Januar 2009.